

昭和四七年一月五日提案 昭和四七年一月七日決議 主査 早坂

長官 第一部長 参事官 参事官浦
次長 總務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求があった

上標記の件について、別紙のとおりとりよとのため、これを

同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

(参、決查(昭四七、九、一四)に付ける水口議員要求資料)

国際法上、国家は、わが国の集团的自衛権となり、自

(空接存)

国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直
接攻撃をされていなければならず、実力をもって阻止すること

が正当化されるという地位を有しているものとされたり、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局 昭和四七年十月四日

2.

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国とが相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和

(連邦)

国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則

を宣明したものである。そして、わが国が右の集團

的自衛権を有していることは、國家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

上^い集团的自衛権を有してゐるとして、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の承認する自衛の措置の限界と、さうものであつて許されないと立場に立つて、この限、これは次のような考へ方に基づいてある。

憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文において「^{おそ}金吾界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が、^に生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、^に國政の上で、最大の尊重を必要とする」首を定めて、ることから、

わが國がみずから存立を全うし國

民が平和のうちに生存することまでも放棄して、^{こと不明}な

自國の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとることを

禁じてゐると

は^い解決されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてゐるとは、^い解決されないであつて、それは、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという^{おそ}急迫不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて承認

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。さうにとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが國の領土又は領民に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他國に取られる武力攻撃を阻止することをその内容とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと、^いわが國を得ない。

出典：昭和 47 年政府見解「集团的自衛権と憲法との関係について」原議資料（内閣法制局に対する情報公開請求によつて開示された文書）より小西洋之事務所作成
平成 27 年 9 月 4 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 小西洋之